## 経済産業省

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

経済産業省令等の改正に関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会は、以下のとおり省令等を改正することが、電力の 適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法(昭 和39年法律第170号)第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いた します。

- 1. 電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年経済産業省令第2号)を改正 し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計 算において費用として扱ってはならないことを明確にすること。
- 2.「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成28年3月28日)を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にすること。